

吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則 新旧対照表

は改正箇所

旧	新
(利用者登録証の交付等の申請) 第3条 青少年クリエイティブセンターの施設を個人で利用しようとする者は、あらかじめ、<u>氏名、性別、生年月日、住所、電話番号及び学校名又は勤務先の名称を記載した利用者登録証交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u> 2 青少年クリエイティブセンターの施設を専用使用しようとする者は、<u>あらかじめ、次に掲げる事項を記載した専用使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあっては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u> (2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）</u> 3 前項の規定による申請は、<u>使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前2月から使用日の前3日までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (利用者登録証等の交付及び提示) 第4条 } 2 } ----- 略 ----- 3 <u>教育委員会は、専用使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用許可書を交付する。</u> 4 <u>利用者登録証又は専用使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、青少年クリエイティブセンターの施設を使用する際にその利用者登録証又は専用使用許可書を提示しなければならない。</u>	(利用者登録証の交付等の申請) 第3条 青少年クリエイティブセンターの施設を個人で利用しようとする者は、あらかじめ、利用者登録証交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。 2 青少年クリエイティブセンターの施設を専用使用しようとする者は、<u>教育委員会が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システム（以下「システム」という。）</u>により使用の許可を申請しなければならない。 3 前項の規定による申請（以下「専用使用許可の申請」という。）は、<u>使用日の2月前の日から使用日の3日前までに行わなければならない。</u> 4 <u>前2項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他教育委員会が特別の事情があると認める場合の専用使用の申請の手続は、教育委員会が定める。</u> (利用者登録証の交付等) 第4条 } 2 } ----- 略 ----- 3 <u>利用者登録証の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、青少年クリエイティブセンターの施設を使用する際にその利用者登録証を提示しなければならない。</u> (専用使用の許可等) 第5条 <u>教育委員会は、専用使用許可の申請を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用を許可する。</u>

旧	新
(専用使用の期間) 第5条 青少年クリエイティブセンターの施設を引き続き専用使用できる期間は、3日間とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。 (特別の設備の設置等) 第6条 -----略----- (専用使用の内容の変更) 第7条 <u>専用使用許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u> 2 教育委員会は、専用使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、<u>許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、専用使用内容変更許可書を交付する。</u>この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。 (専用使用の取消し) 第8条 専用使用者は、青少年クリエイティブセンターの施設の専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく<u>次に掲げる事項を記載した専用使用取消届に専用使用許</u>	2 前項の規定による許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）であって、<u>条例第8条第2項の規定により使用料を納付しなければならないものは、使用日までに使用料を納付しなければならない。</u> 3 <u>専用使用者は、青少年クリエイティブセンターの施設を使用する際にシステムにより発行された許可に係る番号等の当該専用使用者であることを証する情報を提示しなければならない。</u> (専用使用の期間) 第6条 青少年クリエイティブセンターの施設を引き続き専用使用することができる期間は、3日間とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。 (特別の設備の設置等) 第7条 -----略----- (専用使用の内容の変更) 第8条 <u>専用使用者は、使用附属設備、使用目的及び使用人数の変更をしようとするときは、専用使用内容変更許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u> 2 教育委員会は、専用使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、<u>管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用内容変更許可書を交付する。</u>この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。 (専用使用の取消し) 第9条 専用使用者は、青少年クリエイティブセンターの施設の専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく専用使用取消届に<u>教育委員会が必要と認める書類</u>を添え

旧	新
<u>可書又は専用使用内容変更許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>許可を受けた使用日時等</u> (3) <u>取消しの理由</u> (使用料の減額又は免除) 第9条 ----- 略 ----- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を専用使用許可申請書に添付しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>使用日時等</u> (3) <u>減額又は免除の理由</u> (使用料の還付) 第10条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。 (1) 専用使用者の責めに帰することのできない理由によって専用使用することができない場合 既納使用料の<u>10割</u> (2) 専用使用者が使用日前7日までに専用使用取消届を提出した場合 既納使用料の<u>5割</u> (3) 専用使用者が使用日前7日までに専用使用内容変更許可申請書を提出し、教育委員会が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき <u>過納金の5割</u> 2 使用料の還付を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書に専用使用許可書及び専用使用内容変更許可書又は専用使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>許可を受けた使用日時等</u>	<u>て教育委員会に提出しなければならない。この場合において、未納の使用料があるときは、専用使用者は、当該届出の際にこれを納付しなければならない。</u> (使用料の減額又は免除) 第10条 ----- 略 ----- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>専用使用許可の申請をするときに、使用料減額・免除申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u> (使用料の還付及び充当) 第11条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 専用使用者の責めに帰することのできない理由によって専用使用することができない場合 既納使用料の額 (2) <u>専用使用者が専用使用取消届の提出と同時に当該取消しに係る使用と異なる専用使用許可の申請（以下「振替申請」という。）をし、教育委員会が許可した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア <u>振替申請に係る使用料の額（以下「振替後使用料の額」という。）が既納使用料の額以上である場合 既納使用料の額</u> イ <u>振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合に限る。） 振替後使用料の額に既納使用料の額から振替後使用料の額を控除した額の2分の1に相当する額を加えた額</u> ウ <u>振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（イに掲げる場合を除く。） 振替後使用料の額</u>

旧	新
(使用者の守るべき事項) <u>第11条</u> 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) } (4) } ----- 略 ----- (入室の要求) <u>第12条</u> ----- 略 ----- (使用後の点検) <u>第13条</u> ----- 略 ----- (損傷等の届出) <u>第14条</u> 使用者は、施設又は<u>附属設備</u>を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。 (申請書等の様式) <u>第15条</u> ----- 略 ----- (委任)	(3) 専用使用者が使用日の<u>7日前</u>までに専用使用取消届を提出した場合 <u>(前号ア及びイに掲げる場合を除く。)</u> 既納使用料の額に2分の1を乗じて得た額 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に<u>教育委員会が必要と認める書類</u>を添えて教育委員会に提出しなければならない。 <u>3 第1項第2号の場合においては、還付する使用料を振替申請に係る使用料に充当することができる。</u> (使用者の守るべき事項) <u>第12条</u> <u>利用登録者及び専用使用者(以下「使用者」という。)</u>は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) } (4) } ----- 略 ----- (入室の要求) <u>第13条</u> ----- 略 ----- (使用後の点検) <u>第14条</u> ----- 略 ----- (損傷等の届出) <u>第15条</u> 使用者は、施設又は<u>附属設備等</u>を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。 <u>(不正使用等に対する措置)</u> <u>第16条</u> 教育委員会は、専用使用者がシステムを不正に利用し、又は条例及びこの規則の規定に違反したときは、別に定める基準により、システムの利用を停止することができる。 (申請書等の様式) <u>第17条</u> ----- 略 ----- (委任)

旧	新
<u>第 1 6 条</u> -----略-----	<u>第 1 8 条</u> -----略-----